

設問1

1. 甲社は、Bに対して会社法(以下、法令名省略)423条1項に基づき損害賠償を請求することと考えられる。423条1項の要件は、①取締役等②役員等③任務を怠ったこと④損害の発生⑤②と④の因果関係である。⑥故意・過失
2. Bは甲社の「取締役」であるから、①の要件を満たす。②から④を認められるか。

(1) 取締役は、355条により、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のための忠実義務を負う。本問では、Bが乙社の90%の株式を有し、乙社の洋菓子事業の陳頭指揮を執ったこと、356条1項1号の競争取引に当たり、取締役会の承認を得ていないこと、同条法令忠実義務に反し、356条1項違反があるといえるか。

ア 356条1項1号は、「取締役等、自己又は第三者のために株式会社の事業に属する部類に属する取引をしようとするとき」に、株主総会において、当該取引につき重要な事項を開示し、その承認を受けなければならないとする。

イ 「ために」とは、356条1項1号の趣、取締役が会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図ることを防止することにあるが、という趣旨から、経済的な利益の帰属を意味するものとする。計算説

7 Bは、平成23年3月、乙社の株式の90%をDから取得しており、乙社の顧問として、毎月100万円の顧問料の支払いを受けている。また、Bは乙社の洋菓子部門の事業の指揮を執っており、経済的利益はBに帰属するものといえるから、自己のために取引をしようとするときにあたり。

ウ 「株式会社の事業の部類に属する取引」とは、実際に競合している場合のみならず、広く、将来において競合する可能性のある場合も含まれる。

甲社は洋菓子の製造販売業を営んでおり、乙社も同じく洋菓子の製造販売業を営んでいる。また、甲社は製造した洋菓子を首都圏のデパートに販売しており、乙社は関西地方であるから、競争関係にないように思えるが、甲社は関西圏への進出を企図していたことから、いずれ関西においてそのように関係になることはあり得る。また、甲社は関西への進出のためマーケティング調査会名に依調査を依頼するにあり、上記は先づ予想できる。将来において一可能性がある(客観的に)

よって、Bが乙社で洋菓子事業の指揮を執ることは、「株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」にあたる。^{乙社販売するもの}

エ ~~も~~ 甲社は取締役会設置会社であるから、Bは取締役会において、重要な事項を開示しなくては認めを受けなければならない(356条1項、365条1項)。

moreover, Bは乙社の株式を引き受けるとして、A及びCに対し、「乙社の発行済株式の90%を取得するの。今後は乙社の事業にも携わる」と述べたのである。

A及びCは特段の異議を述べなかったとしても、会社の利益を損なう可能性が高い競争取引において、重要な事実を開示していなければ、同条の趣旨に反する結果となる。よって、Bは356条1項の承認を受けなければ、競争取引を行

っているといえる。^{乙社の} Bが行おうとしている取引が競争関係にあるかどうかの程度が(利益と対立するようは重要な部分)

オ Bは、356条1項違反があり、「任務を怠った」といえる。

(2) 356条1項違反があった場合、423条2項により、当該取締役取引により取締役が得た利益の額は、423条1項の損害額として推定される。乙社の平成21年事業年度の営業利益は200万円であったが、Bが指揮を執った翌年には1000万円と上っている。よって、^{利益の} 800万円のうち、Bの株保有する株式90%が、取引に

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

※解答は左ページから書き始めてください。

て取締役が得た利益の額といえる。したがって、423条2項により、~~800万円~~ 720万円が損害額と推定される。さらに、Bが乙社で洋菓子事業の指揮を執り、関西地方のデパートに毎月下旬まで仕入れにより、甲社は関西地方への進出を断念しており、これにより平成22年1月のマーケティングのための委託料500万円も損害といえる。

(3) 上記より、甲社は、Bに対して⁸⁰⁰1200万円の損害賠償請求ができる。

3. また、Bは、甲社から洋菓子工場長を引上げ、乙社に転職職させている。

取締役は355条が忠実義務を負うこと、ノウハウを活用するため、競業関係にある乙社に引上げ行為は、これに反するものである。
職業上、引上げが社会相当のOK。E. 突然の引上げ、重要なE. 停止せざる限り → 不当では

乙の退職により、甲社の洋菓子工場は3日間受注ができなかった。(日あたり100万円相当の売上げを失っているため、300万円の損害が発生している。)

よって、甲社はBの引上げ行為につき、忠実義務違反と認められ、損害賠償請求が認められ、423条1項に基づき、300万円の損害賠償請求ができる。

設問2

1. 甲社の行った第1取引と第2取引が467条1項2号の事業の重要な一部の譲渡に当たれば、株主総会決議が必要となるが、これに当たるか。

(2)(イ) 事業の譲渡とは、一定の事業目的のために形成された有機的一体性を持つ財産を譲受人に承継させること。競争禁止義務を負うことは事業譲渡の結果であり、要件が満たないとある。

(2)(ロ) 取引第1取引の内容は、洋菓子工場に係る土地及び建物と丙

(イ) 社に付金1億5000万円で売却するといっており、第2取引とは別個に行われたものである。もっとも、この売却方法をとったのは、株主である乙社

丙社から乙社へ
一体性認定は、譲渡?
認定、決議なし
→ 譲渡の否認

乙社が
乙社が乙社に
一体性の論点、乙社が乙社に

から、洋菓子事業部門の~~営業売却~~について反対~~がある~~とされているところから、
との風通しがあつたことによる。1回の取引で、事業譲渡という形をとらず、段階
的に取引を~~とら~~あつたことで、結果的には同じ目的を達成するといふことができ
との意図があつたといえる。売~~却~~は、従業員の再雇用や取引先との関
係についても事前に話し合いがなされていることから、このような意図が
あつた。+時間的連続性 価値判断はいいとある

したがって、第1取引と第2取引は、一体のものとしてみなければならぬ。

(2) 事業の譲渡とは、一定の事業目的のために形成された有機的・一体的な
持の財産を譲受人に承継させることという。定義 540.9.22 ③事件 ③は事件2つに

第1取引と第2取引を一体としてみると、甲社は洋菓子部門という、洋
菓子を製造販売して利益を上げるという目的により形成された従業員や
設備、施設の有機的・一体的な財産~~である~~を、再雇用、契約等
の合意の下両社に受け継がせている。 ~~実際には~~

よ、2. 甲社の所有する取引は、467条1項2号に該当し、株主総会に
必要である。

2. もともと、甲社は、株主総会決議を行っていないため、事業譲渡の
効力の問題となる。

事業譲渡は、会社の基礎となる財産の取引であり、株主の意向を問うこ
となく、承認手続を経ないものは無効と解すべきである。また、株主や
債権者等の利害関係人の保護のため、~~その無効~~何人との関係においても
無効とすべき。したがって、甲社の第1取引、第2取引共に無効である。

絶対的無効 → 信義則にかなう検討、?

設問3.

新株予約権

新株予約権の無効 (828条1項2号)

丙に対して、何も情報を知らなかつたままに、とか、成り
成りの善意、無過失とか

今回はウレヤから、丙に丙が知ることができない

4 ページ

4版

田中がたろ
P553